

知的財産権を巡る 国際情勢と今後の課題

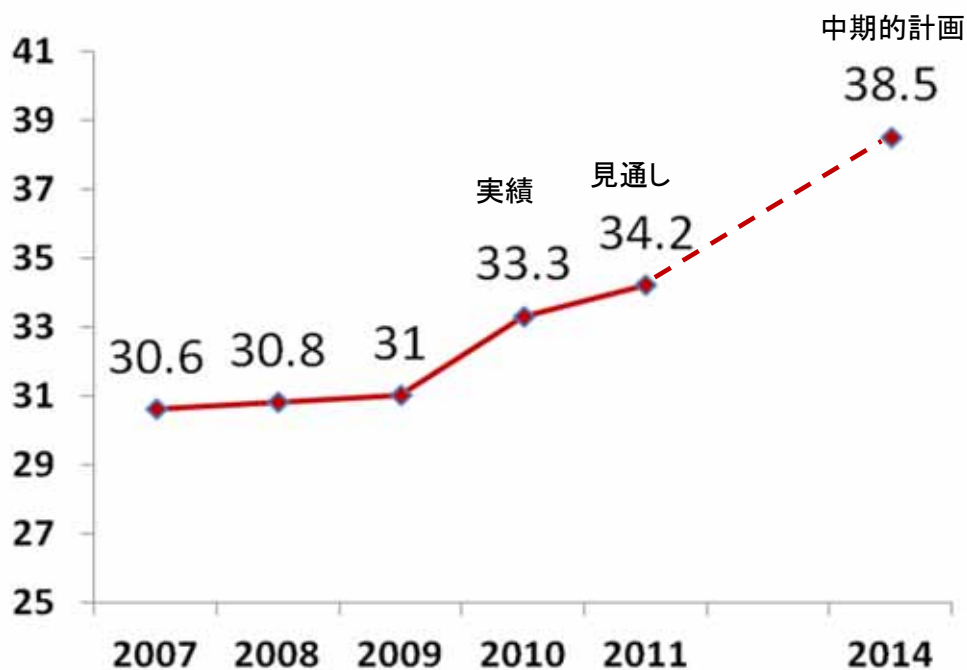
抜粋版

2012年5月
特許庁

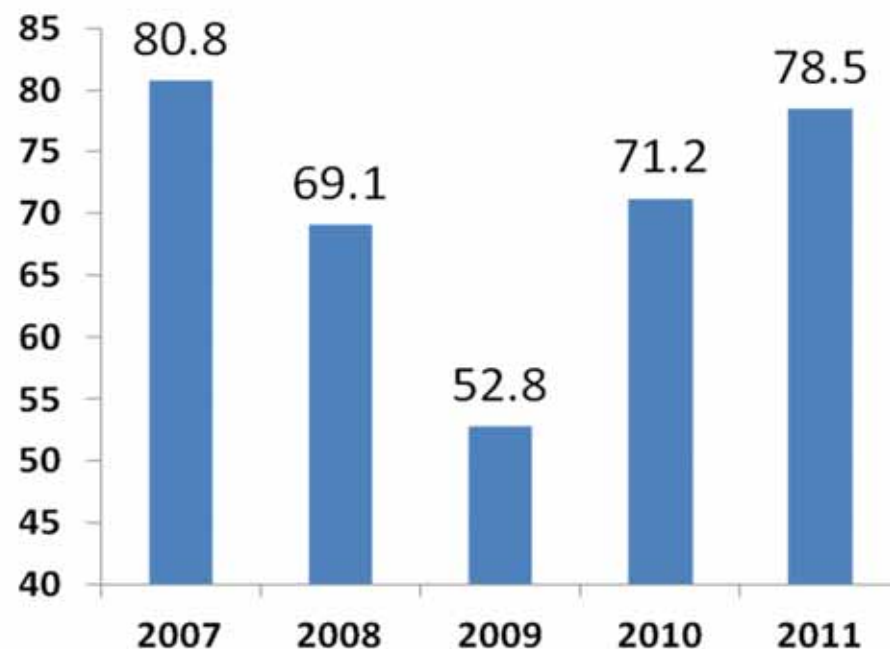
- 2011年のアンケート調査※₁によれば、製造業の海外生産の動きは加速。
- 中堅・中小企業も、海外事業強化の姿勢が拡大。

※₁国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」、2011年7月-9月実施。
製造業で、原則として海外現地法人を3社以上有する企業が対象。603社が回答。

製造業の海外生産比率の推移(%)



中期的(今後3年程度)の海外事業₂計画にかかる見通しに関し、「海外事業を強化」と回答した中堅・中小企業(%)



₂「海外事業」の定義:

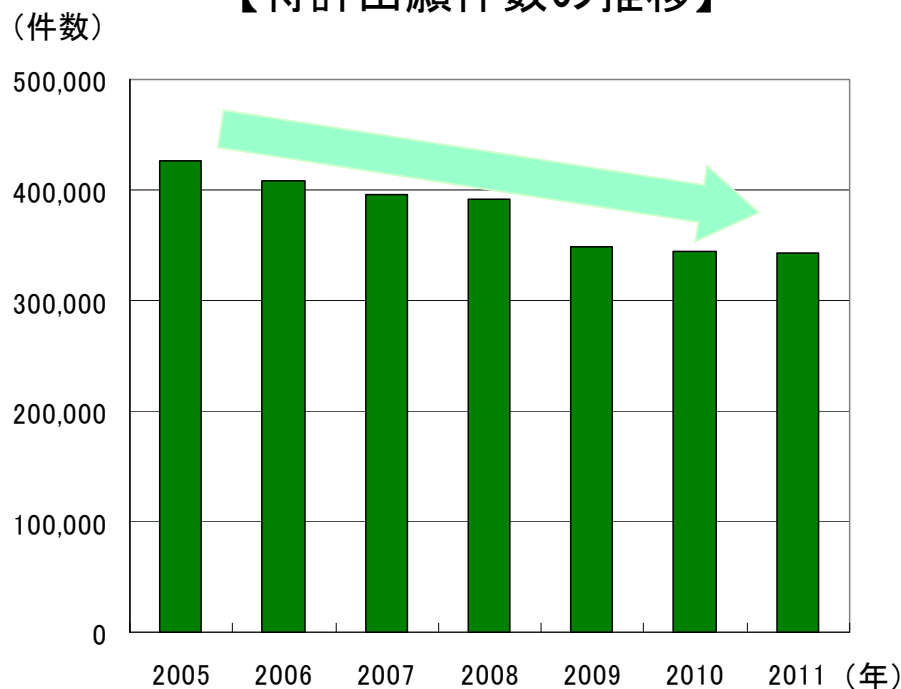
海外拠点での製造、販売、研究開発などの活動に加えて、各社が取り組み生産の外部委託、調達等を含む。

日本への特許出願・PCT出願件数の推移

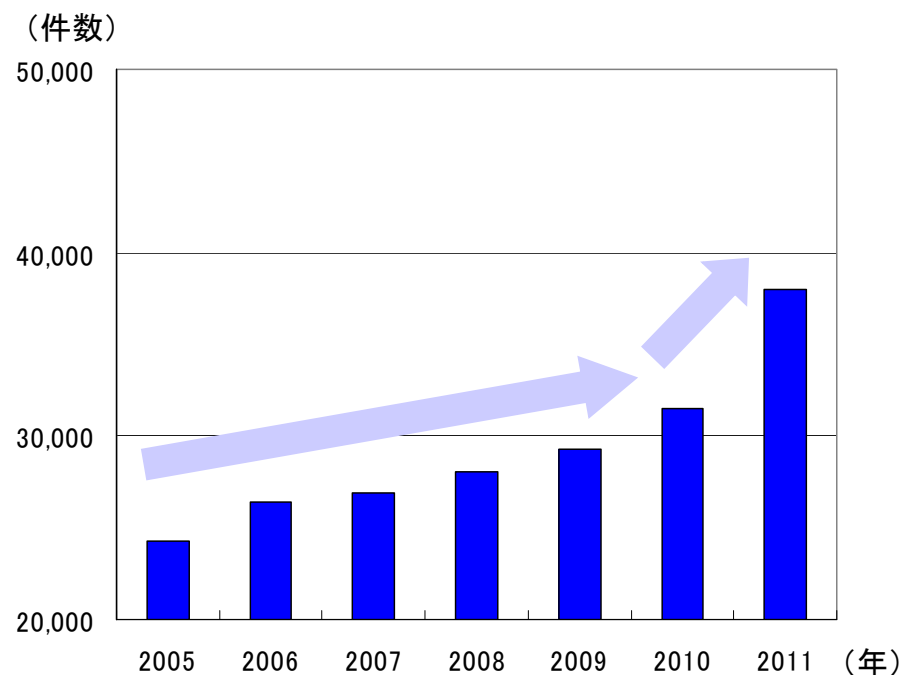
- 日本国特許庁への特許出願件数は微減傾向で推移しているものの、日本国特許庁が受理するPCT出願件数は大きく増加傾向
- 2011年のPCT出願は前年比20%増。

日本への特許出願・PCT出願件数の推移

【特許出願件数の推移】



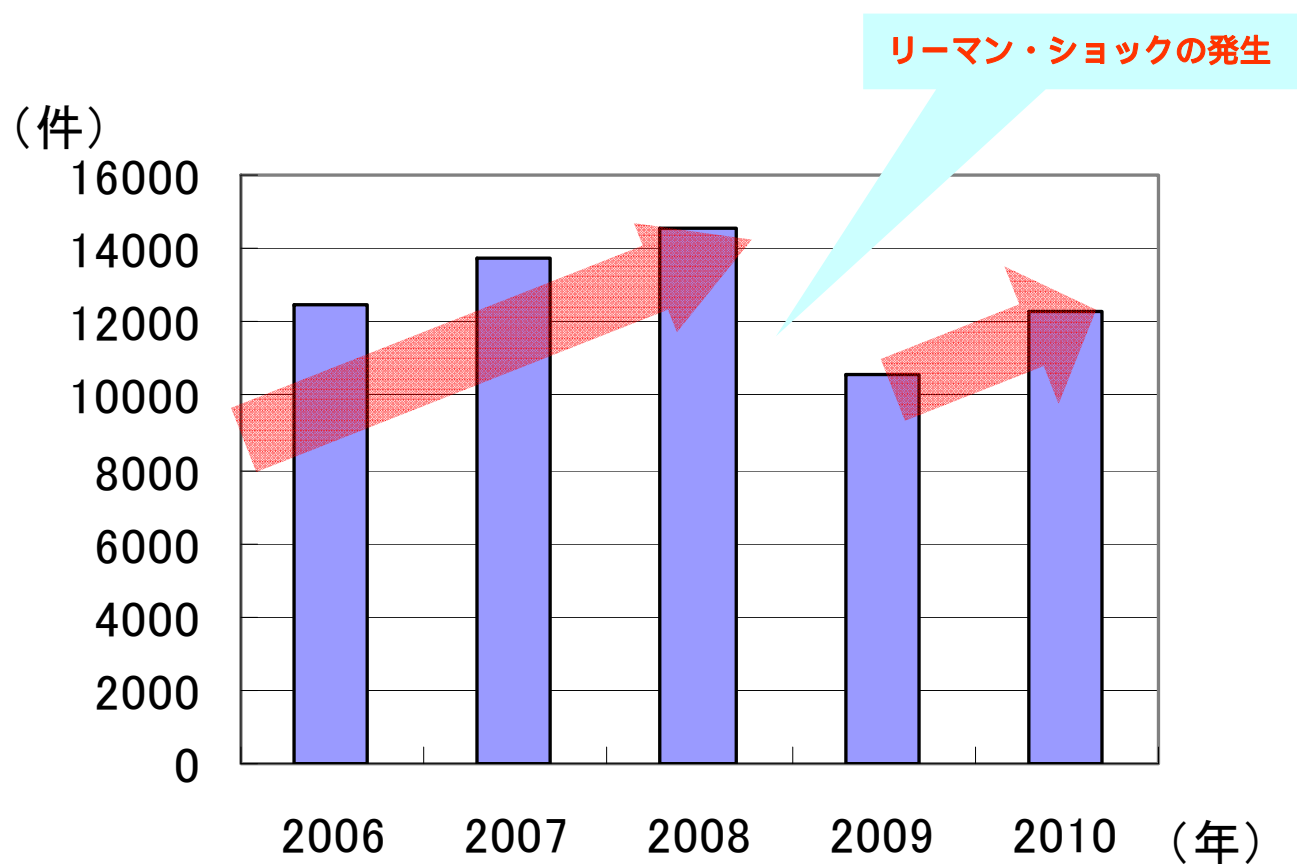
【PCT出願件数の推移】



我が国出願人の海外への意匠出願件数

■ 我が国出願人の海外への意匠出願件数は、リーマン・ショック後減少したものの、全体としては増加傾向にある。

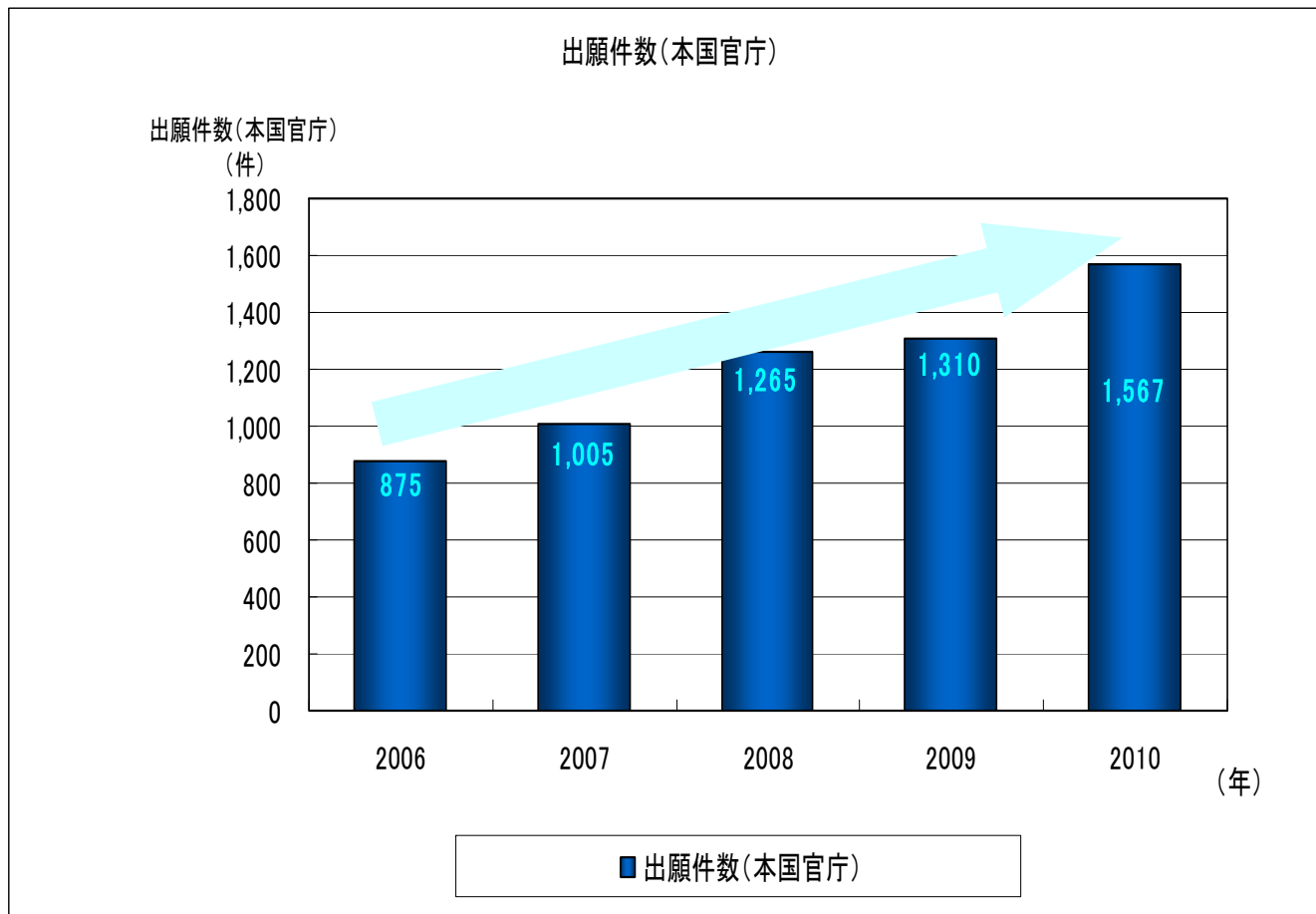
■ 我が国出願人の海外への意匠出願件数の推移



商標の国際登録出願件数の増加

■ マドリッド協定議定書に基づく商標の日本から外国への出願は増加傾向が続いている。

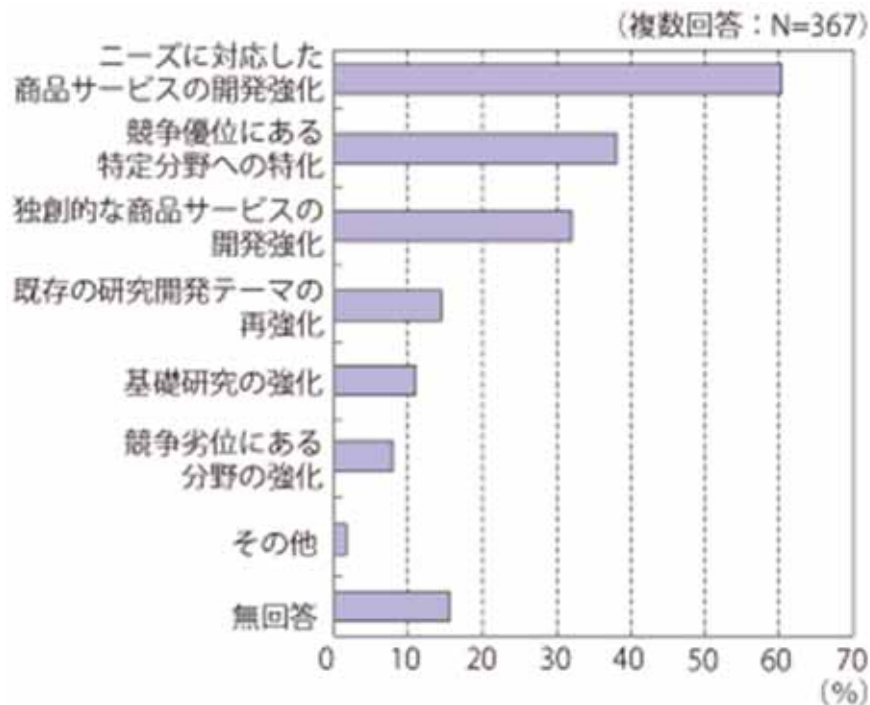
■ 商標の日本から外国への国際登録出願件数の推移



- 企業のグローバル展開が進む中で、特に新興国においては、現地ニーズに沿った製品開発が重要に。
- 最先端の技術のみならず、デザインやブランドを組み合わせた開発により、顧客にとっての付加価値を向上。このため、特許権のみならず、意匠権や商標権を組み合わせた複合的な知財の保護・活用が必要に。

企業はグローバル市場においてニーズに対応した商品サービスの開発強化を重視

海外における研究開発の方向性



出典：通商白書2011

特許権・意匠権・商標権を活用(現地仕様の製品開発の例)



○中国やインドネシアで発生した改造品から、現地の需要を学習し、日本で販売するインクタンクよりも圧倒的に容量の大きいタンクを側面に外付けして使用

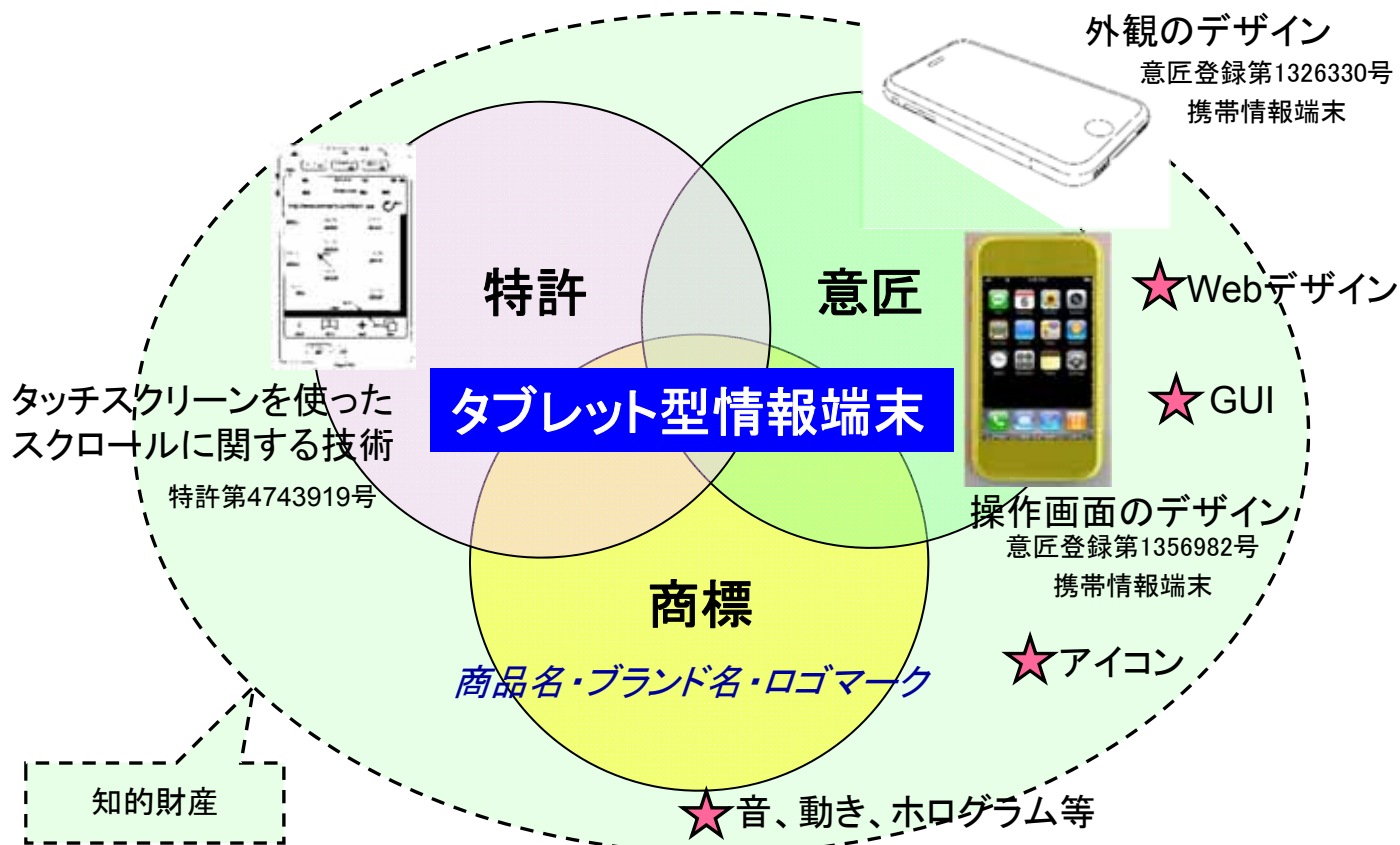
○特許権・意匠権・商標権を複合的に活用

出典：日経ビジネス(2010/12/13)等を基に特許庁作成

新たなビジネス展開に対応する知的財産権の複合的保護

- 企業が競合他社との製品開発競争・市場獲得競争を勝ち抜くため、特許権で技術を保護することに加え、付加価値や差別化の源泉となるデザインやブランドの要素を意匠権や商標権を活用して複合的に保護することがますます重要になってきている。
- デジタル技術の急速な進展等を背景に、新しい技術をユーザーの利便性や製品の魅力向上につなげるデザインの領域拡大に対応した意匠の保護が必要になってきている。
- グローバル展開を行っている我が国企業にとって、言語を越えたブランドイメージの発信手段や模倣品対策として、新しいタイプの商標の保護が必要になってきている。

＜知財の複合的保護イメージ＞



新たなビジネス展開に際して、知財権ミックスによる保護・活用が有効となる事例

■ 電気自動車

○ 車両本体(新技術)

→ 特許権

○ 車両デザイン(電気自動車はデザインの自由度が高く差別化のツールとして役割が拡大)

→ 意匠権

○ 起動音(他社との差別化を図る手段として起動音の役割は重要)

→ 商標権

海外においては、商標権として保護。

世界最高水準の審査効率を支える日本の取組

各国特許庁も日本を手本に同様の取組を開始し、こうした取組を一層強化する方向にある。

IT化の推進
(システム整備)

民間活力の活用
(外注)

人員の増加
(審査官の増員)

より早く

- ✓特許庁は、2013年審査順番待ち期間11か月(FA11)を目標に、審査の迅速化に取り組んできた。
- ✓審査順番待ち期間11か月の目標についても達成できる見込み。
- ➡「より早く」権利取得が可能に。

より安く

- ✓2011年特許法等の改正により、審査請求料、国際出願の調査手数料の引下げ(約25%)を実施。
- ✓平成24年4月からは、中小企業の料金減免も拡充される。
- ➡「より安く」権利取得が可能に。

より強く

- ✓ユーザーは、「より強い権利」、すなわち、国際的に安定した権利の取得を希求。
- ➡米欧中韓など諸外国では、質の高い審査に向けた取組が始まっている。

「より早く」「より安く」を実現した日本国特許庁の次の取組は何か。

グローバルな知財システムの実現に向けて

- 企業のグローバル展開や出願のグローバル化等を受け、USPTOやEPOをはじめ各国特許庁は、ユーザーニーズに合致し、世界で通用する安定した権利(強い権利)の設定に向けた取組を強化。
- 日本国特許庁も、各国特許庁との競争や企業ニーズに対応するため新たな取組を開始する必要。
- 制度調和の推進と国際知財ネットワークの構築を通じて、日本の審査結果を海外に発信するとともに、各国と協調してグローバルな知財システムの実現を目指すべきではないか。

グローバルな知財システムの実現

企業の世界市場への展開を支援

国際的な制度調和

三極特許庁会合・五大特許庁会合
WIPO(世界知的所有権機関)・日米欧等先進国間会合
保護対象の拡充(意匠・商標) 経済連携の推進

審査官協議

国際知財ネットワークの構築

特許協力条約(PCT)/マドリッド協定議定書/ヘーグ協定
特許審査ハイウェイ
アジア新興国等との連携強化

ユーザーニーズに合致し、世界で通用する安定した権利(強い権利)の設定

USPTOの取組

- ・料金制度改革と特会活用
- ・マルチトラック制の導入
- ・付与後レビューの導入

EPOの取組

- ・機械翻訳の推進
- ・共通分類作成の推進
- ・単一効特許/統一特許訴訟制度の検討

JPOの取組

技術動向調査

国際水準での品質監理

共通分類

多言語対応

国際戦略対応まとめ審査

外国特許文献検索

グローバル出願への対応

- JPOは世界で一番の審査能力。JPOのスタンダードをアジアをはじめとした各国特許庁に発信して欲しい。
- 今後増加すると思われる、英語による出願に対応すべきではないか。

世界で通用する安定した権利の設定

- 審査の質の観点からは、外国語(英語、中国語等)特許文献の調査能力を強化することが不可欠。
- 審査官毎、国毎の審査結果のバラツキを無くし、一定レベルの判断水準に統一する必要がある。
- 無効審判は企業にとってハードルが高い。特許付与後の簡易な見直し制度の導入を検討して欲しい。

タイムリーな権利取得

- 事業戦略の観点からは、自社の望むタイミングで権利を取得できることが重要。また、権利化を遅らせる選択肢も欲しい。

特許情報等を活用したイノベーションの促進

- 日本は資源のない国であり、知恵をいかに未来に活かすかを考えることが重要。

中小企業支援

- 海外にも出願を行っているが、費用が高く困っているので、外国出願費用の助成などを支援してほしい。
- 大企業と共同出願を行ったが、その中でトラブルが起こることがあるので、中小企業が相談できる場所を設けてほしい。

各分野における今後の課題(特許)

- 各国特許庁による協調、企業によるグローバルな経営・研究開発・知財活用を推進するためには、特許庁として、(1)グローバル出願への対応、(2)世界で通用する安定した権利、(3)タイムリーな権利取得、(4)特許情報等を活用したイノベーション促進、(5)中小企業の支援、といった課題に取り組むことが必要。

(1)グローバル出願への対応

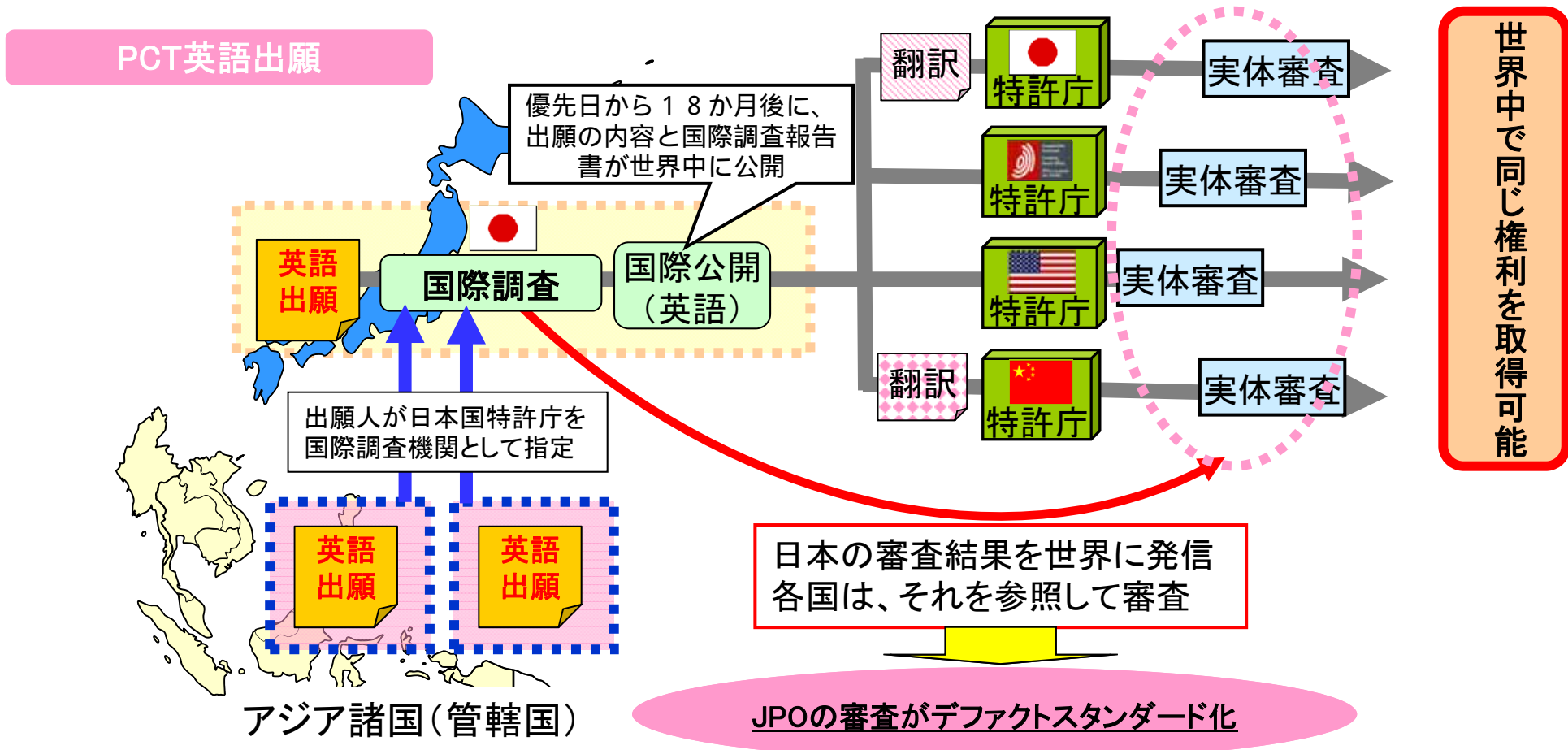
(2)世界で通用する安定した権利

(3)タイムリーな権利取得

(4)特許情報等を活用したイノベーション促進

(5)中小企業支援

(1) グローバル出願への対応～日本の審査結果を世界に発信～



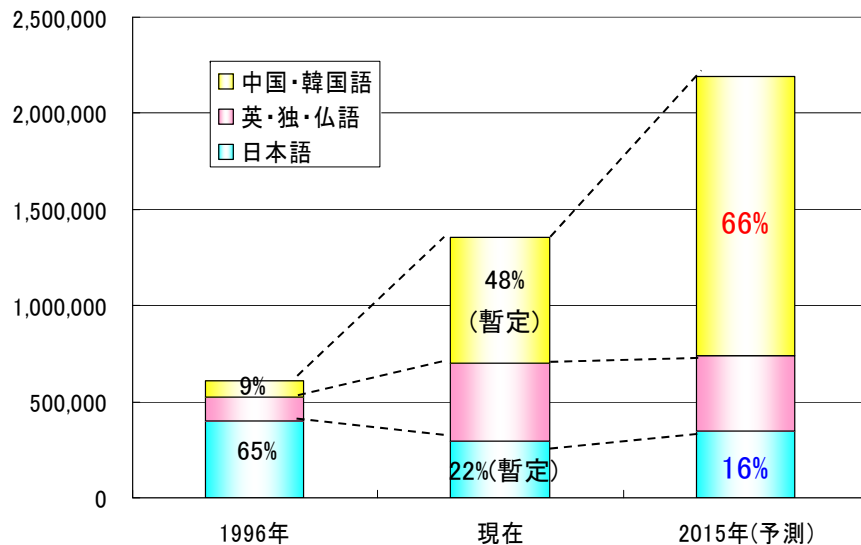
英語PCT出願のメリット

- 英語の出願が認められている国へは、PCTの英語明細書を利用して出願(国内移行)が可能である。(翻訳の負担を生じない)
- 翻訳を介さないため、誤訳の問題は生じず、また、国際段階で審査官の判断の基礎となった明細書(英語)と各国の明細書(英語)が同じであるため、判断が相違する可能性が少ない。

(2)①急増する外国特許文献の対応

- 世界の特許文献は急増。日本語、英語以外の特許文献、特に中韓文献の増加が顕著。
- 世界に通用する安定した権利を設定するためには、日本語、英語はもとより、それ以外の外国語文献についても漏れなく調査をすることが必須。
- そのためには、言語に依存しない特許分類の整備や機械翻訳などインフラの整備が必要不可欠。先行技術調査外注の拡充も必要。

【急増する外国語文献】



今後の課題

急増する外国語文献への対応

- 中韓文献をはじめとする外国語文献を漏れなく調査することが必要。

外国文献サーチシステムの整備

- ✓ 機械翻訳を最大限活用して世界の主要な特許文献を日本語による調査を可能とするシステムを整備する。
- ✓ 急増する中国・韓国文献に対応できるよう、中韓文献のサーチシステムは早急に開発が必要。

世界共通の特許分類の整備

- ✓ 言語に依存せず、世界中の特許文献を網羅的に調査可能な特許分類を整備する。
- ✓ 五大特許庁を中心として国際特許分類の調和を進めることが必要。

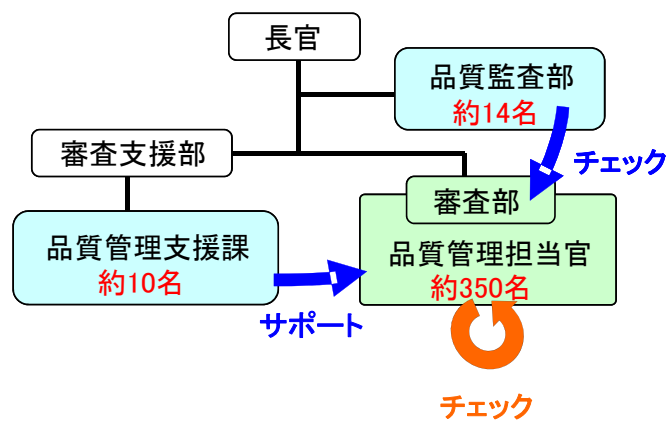
先行技術調査外注の拡充

- ✓ 最大限の審査効率化を図るため、先行技術調査を民間へ外注。(約24万件)
- ✓ これまでは、日本語を中心とした調査を外注してきたが、今後は外国文献の増加に伴い、日本語の文献だけの調査では不十分となる。外国文献調査も含めた外注の拡充が必要。
- ✓ 韓国の外注機関においては、すでに韓、日、米、欧の文献を調査することが標準。

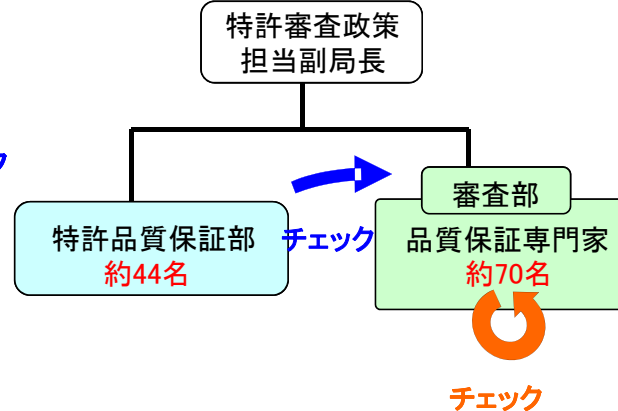
(2)②品質管理の拡充

- グローバル出願が増加する中、主要国の特許庁は審査品質の向上とそのため品質管理に注力するため、体制の強化を図っている。(欧州、米国とも2004年～)
- 他方、我が国は、審査処理件数では世界トップクラスであるにもかかわらず、品質管理は、内容、体制ともに、欧米特許庁に比べると十分でない。
(サンプルチェック率: 欧米2~6%、日本0.2% 品質管理担当: 欧州約370名、米国約110名、日本約20名)
- 審査の品質管理を国際的に遜色のない内容で行い、世界一の審査品質を提供することが必要ではないか。

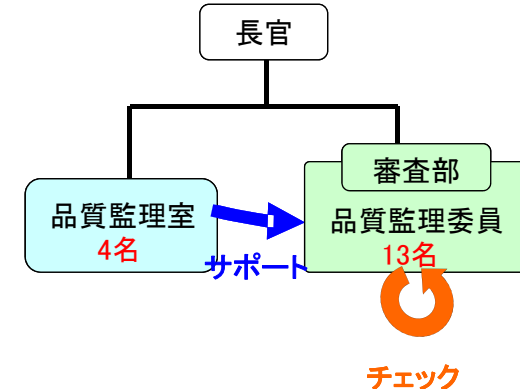
欧州特許庁の品質チェック体制



米国特許商標庁の品質チェック体制



日本国特許庁の品質チェック体制



	EPO		USPTO		JPO	
レビューの種類	最終処分レビュー	インプロセスレビュー	最終処分レビュー	インプロセスレビュー	最終処分レビュー	インプロセスレビュー
サンプル数	1100件 (0.5%)	13137件 (6%)	5091件 (2~3%)	4621件 (1.5%)	800件 (0.21%)	×

※インプロセスレビュー: 出願人へ通知される前までに、その審査内容(サーチと判断の全過程)をチェックするもの。(出願人に通知される前までに誤りの是正が可能)

※最終処分レビュー: 審査が終了した案件について、その審査内容をチェックするもの。

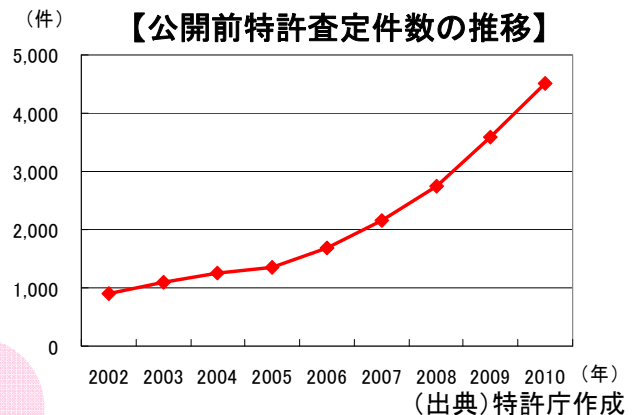
今後の課題

- ▶ 世界一の審査品質を提供するため、少なくとも欧米特許庁並の品質管理(サンプルチェック率の向上、オフィスアクション前の品質管理の実施、サーチ範囲の確認等)を行うことが必要。

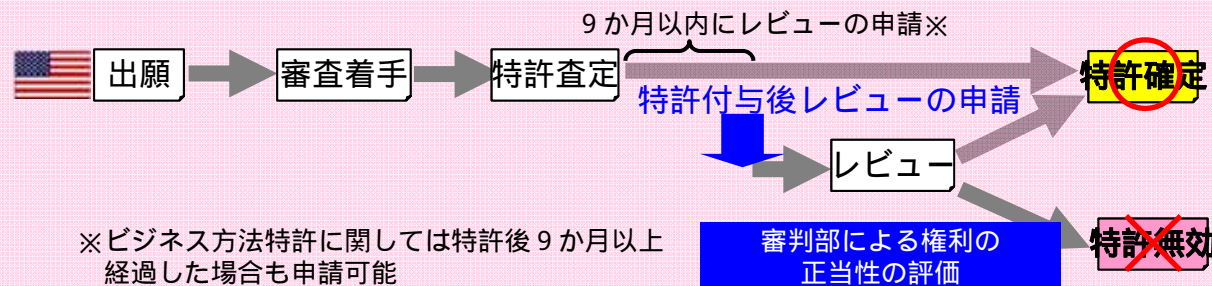
(2)③特許権の安定化

- 今後、審査期間が短縮化されることに伴い、公開前に特許となる案件が増加する見込み。
- 米国では、2011年米国特許法改正により、特許付与後に権利の正当性を評価する、特許付与後レビュー制度を導入。
- このような状況を踏まえ、より安定した権利のために、特許付与後の権利の見直しについての検討が必要ではないか。

- 早期審査の増加に伴い、出願公開前に特許査定される案件が増加。今後、審査順番待ち期間の短縮により、公開前に特許される案件はさらに増加することが予想され、公衆による権利付与前のチェックの機会が失われることは問題との指摘がある。
- また、そもそも、異議申立制度の廃止により、成立してしまった瑕疵のある権利の有効性を争う簡易な手段がなくなった点を問題視する声もある。
- 一方、付与後の権利の有効性を争う簡易な手段の導入は、濫用による特許権者の負担増加と、ビジネスの予見性低下を招き、特許権者の適切な保護を阻害するとの指摘もある。



(参考) 米国における特許付与後レビュー制度 (2011年特許法改正)



今後の課題

- より安定した権利のために特許付与後の権利の見直しについて、これまでの制度改正の経緯や諸外国の制度、ユーザーニーズ等を踏まえつつ検討することが必要。

(3)ユーザーの知財戦略に則した審査のタイミング

- 現状、早い審査判断に対するニーズについては、早期審査制度・スーパー早期審査制度によりユーザの望むタイミングでの審査判断は可能であるが、国際標準化、市場や国際動向を見据えたタイミングでの審査判断のニーズに対応する制度は設けていない。
- ユーザーの知財戦略に則した審査タイミングを選択できるような新たなサービスを導入する必要があるか。

《審査タイミングに関する様々なニーズ》

早い審査判断に対するニーズ

＜発明の性質や分野・事業戦略によるもの＞

- iPSに代表される国際的な競争が激化している研究分野
 - ライフサイクルが短い発明、早期に事業化を予定している発明
- ＜国際的なワークシェアリングによるもの＞
- 特許審査ハイウェイを利用して、他国で優先的に審査を受けたい案件等、第一庁の審査結果を早期に得たい案件

国際標準化、市場や国際動向を見据えたタイミングでの審査判断に対するニーズ

＜発明の性質や分野・事業戦略によるもの＞

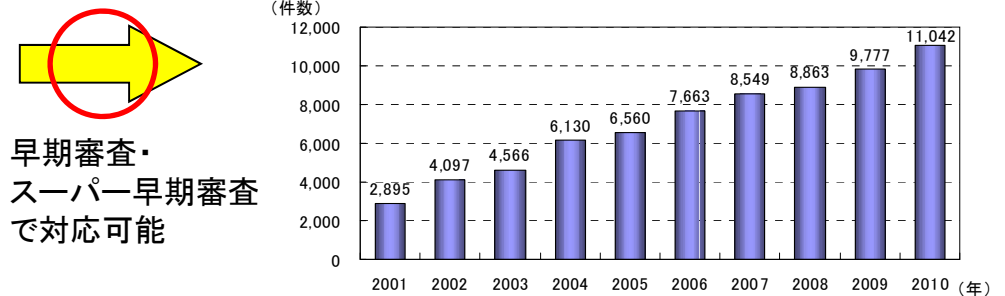
- 医薬品や基礎的研究など、製品化、実施化に時間のかかる研究分野
- 市場の動向を見据えた製品化、海外展開
- 国際標準化のタイミングに合わせた権利化を望む発明

今後の課題

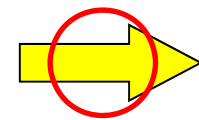
ユーザーの事業戦略・知財戦略に則したタイムリーな審査

- 出願人の事業戦略・知財戦略に応えるような審査タイミングを選択する制度について、出願人のニーズと第三者の監視負担のバランスにも留意しつつ、諸外国の制度等を踏まえて検討することが必要。

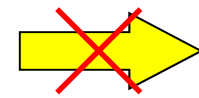
【早期審査申出件数の推移】



(出典)特許庁行政年次報告書2011



早期審査・
スーパー早期審査
で対応可能



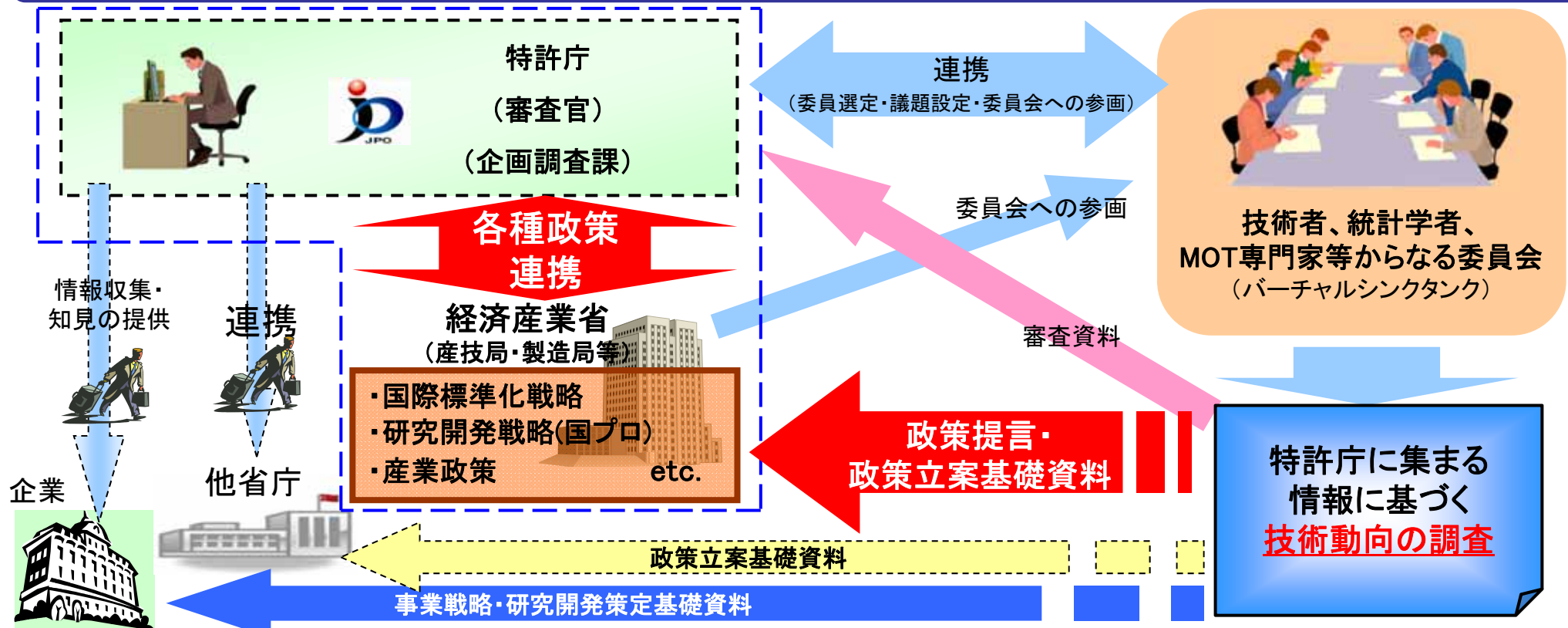
現状、対応する制度なし

《検討の視点》

- 国際標準化、市場や国際動向を見据えたタイミングでの審査判断に対するニーズにこたえる制度の導入は本当に必要か
 - イノベーションを阻害するのではないか。
 - 出願人のニーズと第三者の監視負担のバランスをとる制度設計は可能か。

(4) 特許情報等を活用したイノベーション促進

- 特許庁には、特許・意匠・商標の出願として、国内外から最新の技術・デザイン・ブランド情報が集まる。
- また、そうした情報を、各審査官は、日々の審査業務を通じ、具体的かつ体系的に熟知している。
- こうした特許庁内の知を活用し、政策立案や企業の知財戦略策定への貢献を図り、我が国のイノベーション促進につなげることが重要ではないか。



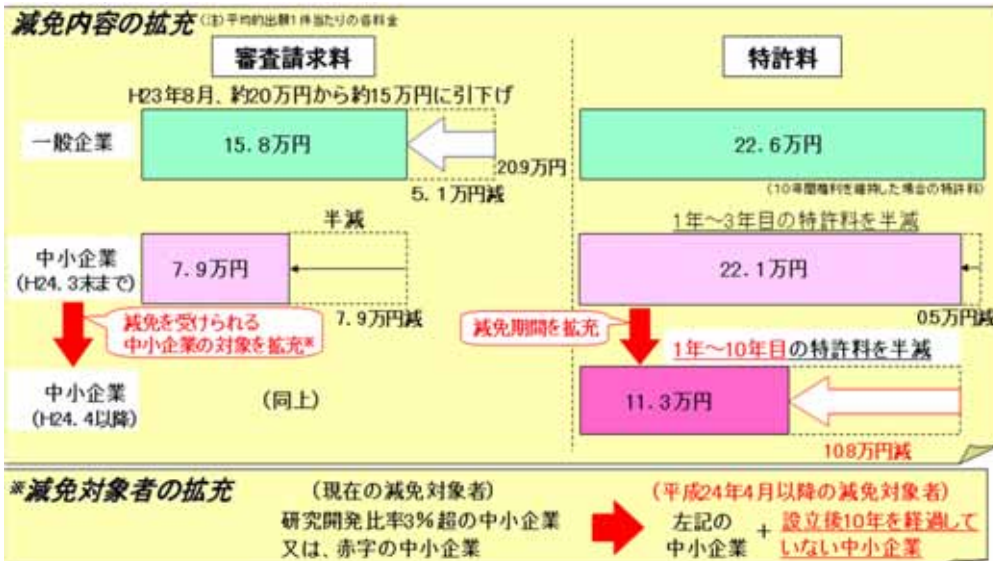
今後の課題

- 知財の側面からの政策提言力を強化するために、経済産業省内内外の関係部局と連携しつつ、審査官の知見を活用できる特許庁内の体制構築が必要。

(5)①中小企業支援策

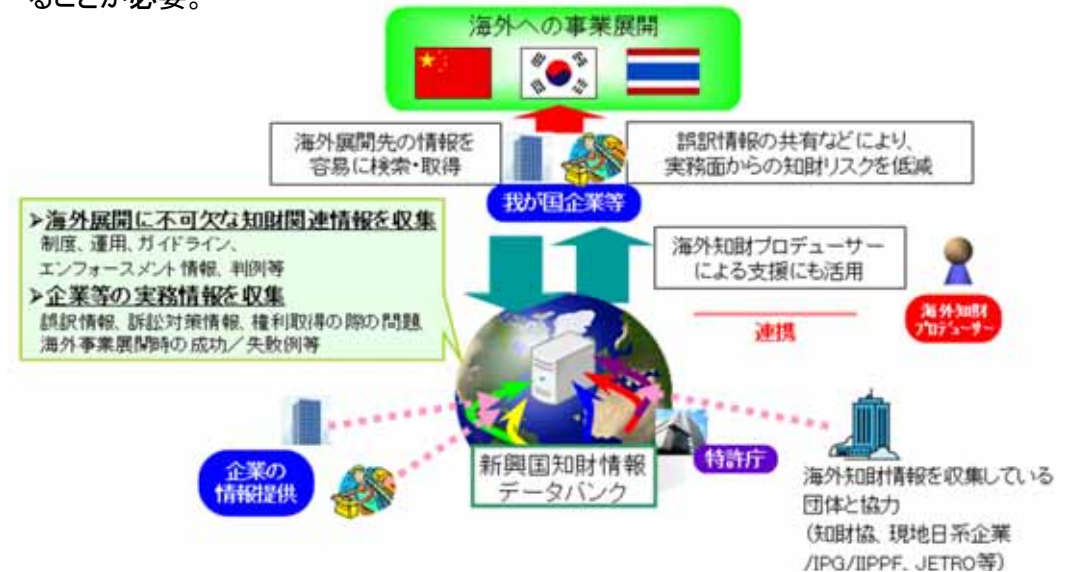
○特許料金の減免

平成24年4月より、(1)中小企業の特許料の減免期間を登録1年目～3年目から、登録1年目～10年目へと拡充し、(2)減免の対象者に、設立後10年を経過しない中小企業を新たに追加。



○新興国知財情報データベースの構築

企業等が新興国に事業展開するに際しては、リスク把握のため、現地の知財情報が不可欠。企業等が海外知財リスクに対応するには、各国法令やガイドライン等の情報に加え、誤訳情報や訴訟対策情報、権利取得過程における問題点なども集積し、共有化することが必要。



○外国出願支援事業の拡充

外国での特許や商標等の権利取得は模倣品防止や海外市場の販路開拓の大きな力。

地域の中小・ベンチャー企業等の戦略的な外国出願を促進するために、外国への出願に要した費用(翻訳費、外国出願料、外国代理人費用等)を支援。

負担軽減のため外国出願費用を助成

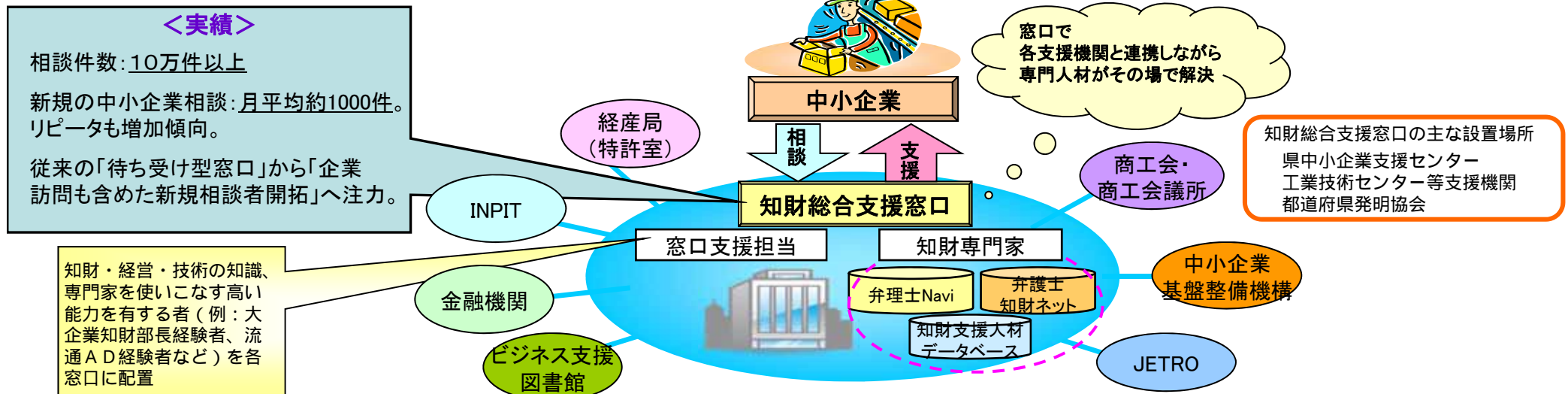
- 補助額：外国出願費用の1/2を補助 (上限額:特許150万円、意匠・商標60万円)
- 平成22年11月に緊急経済対策の一環として、実施自治体の費用負担を軽減した結果、支援企業数は大幅に増加。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (うち要綱改訂後)	平成23年度	平成24年度
実施自治体	4地域	8地域	16地域 (6地域)	26地域	36地域
支援企業	11社	25社	71社 (21社)	102社	-

- 支援企業数の急増に伴い、平成24年度予算政府案額を大幅に増額。(210社を支援予定。)
 平成24年度予算政府案額 1.5億円 (平成23年度予算額 0.8億円)

(5)②知財総合支援窓口事業の実績

- 中小企業からの知財関連相談を一元的に受け付けワンストップで解決を図る「知財総合支援窓口」を47都道府県に設置(平成24年度予算 18.1億円)。
- 経営の観点から知財に関する課題等を解決できる者を窓口に約130人配置、弁理士や弁護士等の専門家とも共同して支援(平成23年度においては、延べ10,965人の専門家を活用)。



<知財総合支援窓口の今後の取組>

海外展開を積極的に支援

- ・ 海外展開における戦略の策定や契約の際に必要な知財に関するアドバイスを行う。
 → (独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の海外知的財産プロデューサーとの連携支援を行う。

外部技術とのマッチング

- ・ 求めている技術内容を把握し、大学や研究機関とのマッチングを支援する。

適切な支援人材の活用

- ・ デザイン・意匠活用に精通した専門家を選定・派遣し、デザイン活用やその的確な知財保護について支援を行う。

各分野における今後の課題(意匠)

■ 意匠権の活用の広がり、海外への十分な出願、巧妙化する模倣品、といった課題に対応するため、特許庁として、(1)国際的枠組みの整備、(2)保護対象の拡充に取り組むことが必要。

(1) 国際的枠組みの整備

- ①ヘーグ協定への加盟
- ②アセアン等新興国のヘーグ協定加盟促進等

(2) 保護対象の拡充

- ①<意匠>画面デザイン

(1)① ヘーグ協定への加盟

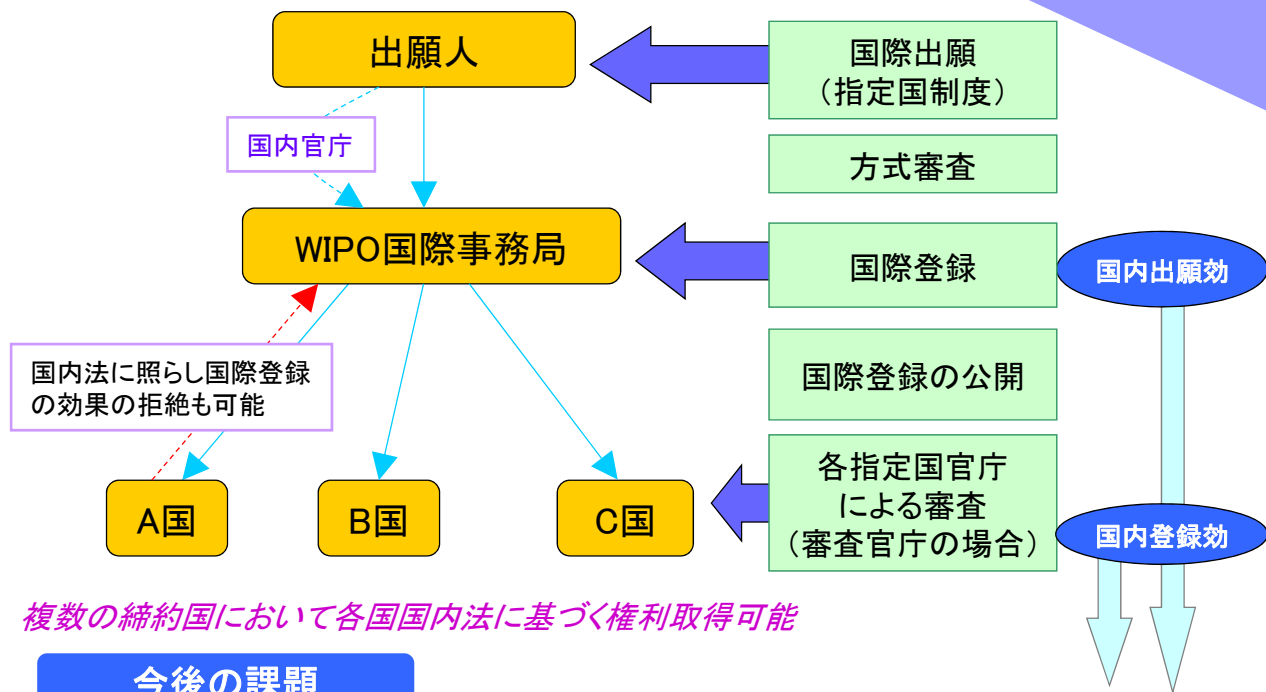
■ 我が国企業がグローバル市場で事業展開するにあたって、デザインの活用・保護は重要。我が国企業によるデザインを活用したグローバルな事業展開を円滑な意匠権取得環境の整備によって支援するため、我が国としても、近年加盟国が拡大しているヘーグ協定に加盟する方向で検討を進める。

※2012年3月現在44か国が加盟（日本は未加盟）。米韓は加盟準備中であり、アセアンも加盟に向けた行動計画を策定。

■ ヘーグ協定への加盟により、低廉・簡便に海外における権利保護が可能となることに加え、海外において我が国の審査結果が参照されることによる効果も期待できる。

※審査国において審査時に参照される効果及び、無審査国において権利行使時に参照される効果。

ヘーグ協定ジュネーブ条約の概念図



複数の締約国において各国国内法に基づく権利取得可能

今後の課題

- 意匠制度小委員会では、今後数年内にヘーグ協定に加盟する方向で検討を進める旨了承いただいた。
- 今後は、複数意匠一出願制度等、国際出願及び国際登録に関する諸手続並びにこれらに関する環境整備に向けた具体的な課題について検討を進めていく。

ヘーグ協定の概要

- 一つの願書及び図面で、複数の国（締約国）での意匠登録を得ることが可能
- 願書の記載言語は、英語、フランス語又はスペイン語のうち、任意で選択可能
- 複数の国（締約国）の意匠権について、国際事務局の原簿で管理されるため、権利の更新、権利の移転等に際し、料金の支払い等の手続きを一括で行うことが可能

主な未加盟国の状況

- ・韓国: 2012年に加盟予定
- ・米国: 国内法改正準備中
- ・アセアン: 2015年、7か国の加盟を目標
- ・中国: 高い関心あり

(1)② アセアン等新興国のヘーグ協定加盟促進等

- 我が国のヘーグ協定加盟効果を高めるため、今後ますます重要性が拡大するアセアン等新興国を対象に、制度運用能力向上のための人材育成協力等を通じたヘーグ協定加盟促進の取組を実施する。

ヘーグ協定加盟国・加盟予定国マップ 2012年3月現在

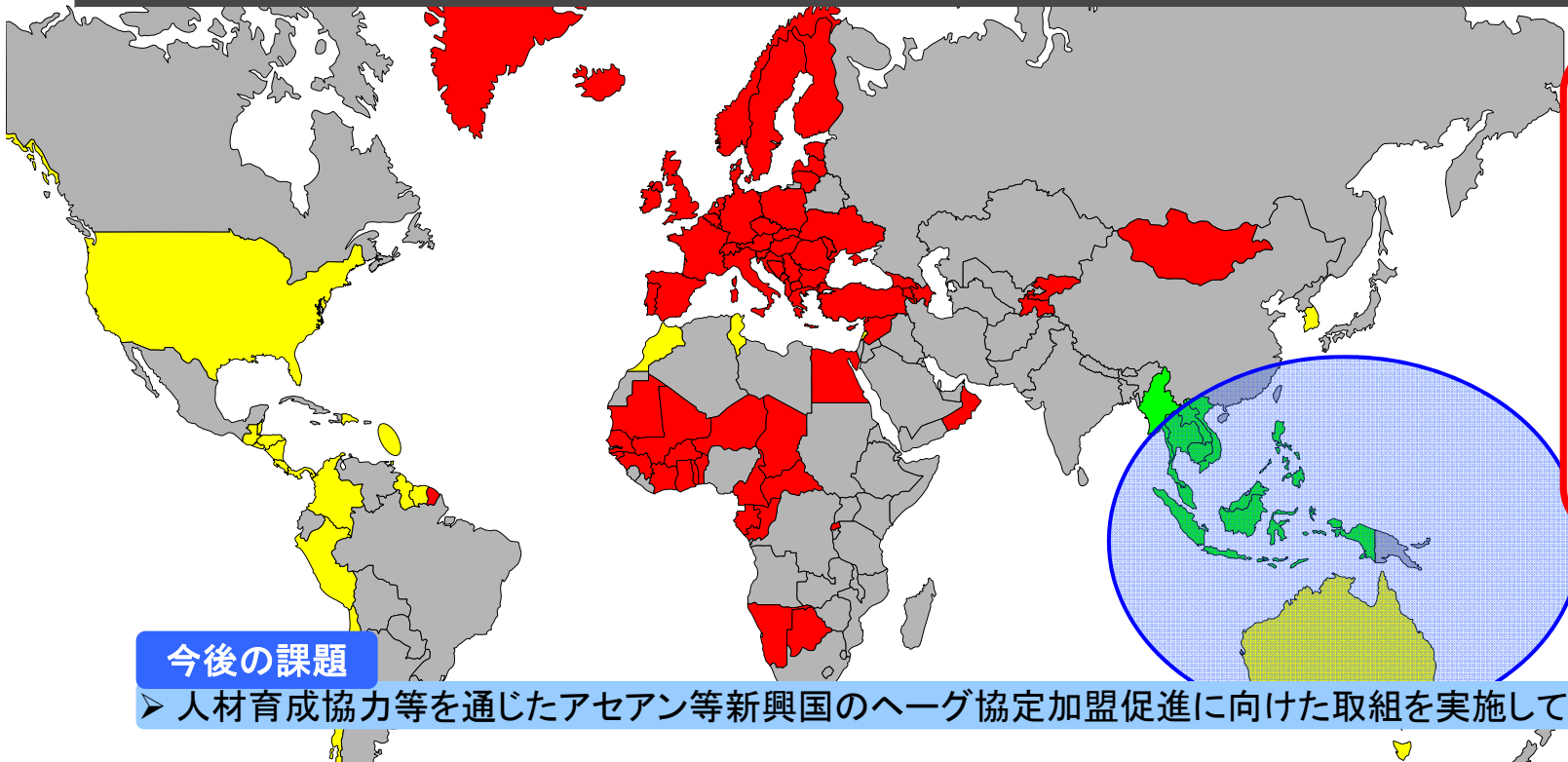
[ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国・地域…全44か国・地域(ジュネーブアクト適用国74か国)]

■ ジュネーブアクト加盟国・地域

[ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟予定国…(40か国)]

■ ヘーグ協定加盟に向けた義務規定、努力義務規定が含まれる世界の主要な多国間協定(FTA)の関係締結国または締結交渉当事国

■ **ヘーグ協定ジュネーブアクトに未加盟のASEAN諸国 (ASEAN知財行動計画2011-2015の中でASEAN諸国のヘーグ協定加盟目標を掲題)**



アセアン等新興国への 人材育成協力

- 審査官派遣(セミナー等)
中国、タイ、インドネシア、ベトナム、カンボジア、パキスタン、フィリピン 等
- 研修生受入れ
中国、タイ、ベトナム、インド、マレーシア、フィリピン、イラン、ペルー 等

今後の課題

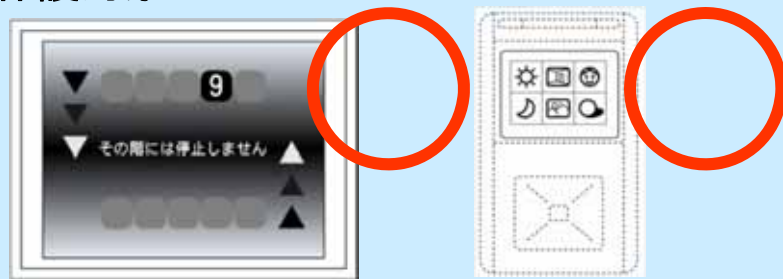
- 人材育成協力等を通じたアセアン等新興国のヘーグ協定加盟促進に向けた取組を実施していく。

(2)①画面デザインの保護拡充

- 情報技術の発展等を背景として、製品差別化における画面デザインの重要性が近年増大。
- 我が国では、平成19年4月より、意匠法による操作画面デザインの保護を開始しているが、保護対象は限定的であり、米国、欧州及び韓国において保護されているパソコン、ゲーム、ウェブページのデザイン等の画面デザインは保護対象外。
- 今後更なる発展が見込まれるデジタルデザイン分野において、我が国企業による国際的な市場の獲得や模倣対策など、デジタルデザインを活用したグローバル市場における取組を支援できるよう、ヘーグ協定加盟による意匠権取得環境の整備にあわせ、意匠法による画面デザインの保護拡充に向けた検討を進めることが必要。

現行意匠法における「画面デザイン」の保護

保護対象 ※ただし、新規であること等が必要



エレベーター用表示器の
階数表示画面

携帯電話機の
機能選択画面

保護対象外



汎用計算機の画面
(OS、アプリケーション等)

アイコン自体

ゲーム中の画面

ウェブページ

保護対象各国比較

	保護状況	実体審査
日本	物品に表示される画像を、物品の部分の意匠として保護。 物品の機能や操作との関連性から保護対象を限定。 電子計算機に表示される画像等は保護対象外。	あり
米国	物品に表示される画像を、物品の部分の意匠として保護。 物品の機能や操作との関連性は問われない。	あり
欧州	GUIやアイコン自体を製品と位置付け、その画像を保護。 表示される物品の機能や操作との関連性は問われない。	なし
韓国	物品に表示される画像を、物品の部分の意匠として保護。 物品の機能や操作との関連性は問われない。 今後、GUIやアイコン自体を物品と擬制し、その画像を保護する予定。	なし※

韓国は分野別無審査制を採っており、画面デザインは無審査分野となっている。

米国での登録例
OS、アプリケーション等の画面



D599,372

欧州での登録例
アイコン自体



登録番号：
000748694-0006号
製品の表示：
Icons

韓国での登録例
ウェブページの画面



登録第3005445010000号

各分野における今後の課題(商標)

- 商標権の活用の広がり、海外への十分な出願、巧妙化する模倣品、といった課題に対応するため、特許庁として、(1)国際的枠組みの整備、(2)保護対象の拡充に取り組むことが必要。
- また、地域ブランド振興の観点から、商標制度の活用を一層進めることが必要。

(1) 国際的枠組みの整備

- ① アセアン等新興国のマドプロ加盟促進等
- ② 海外における我が国ブランドの保護に向けた取組

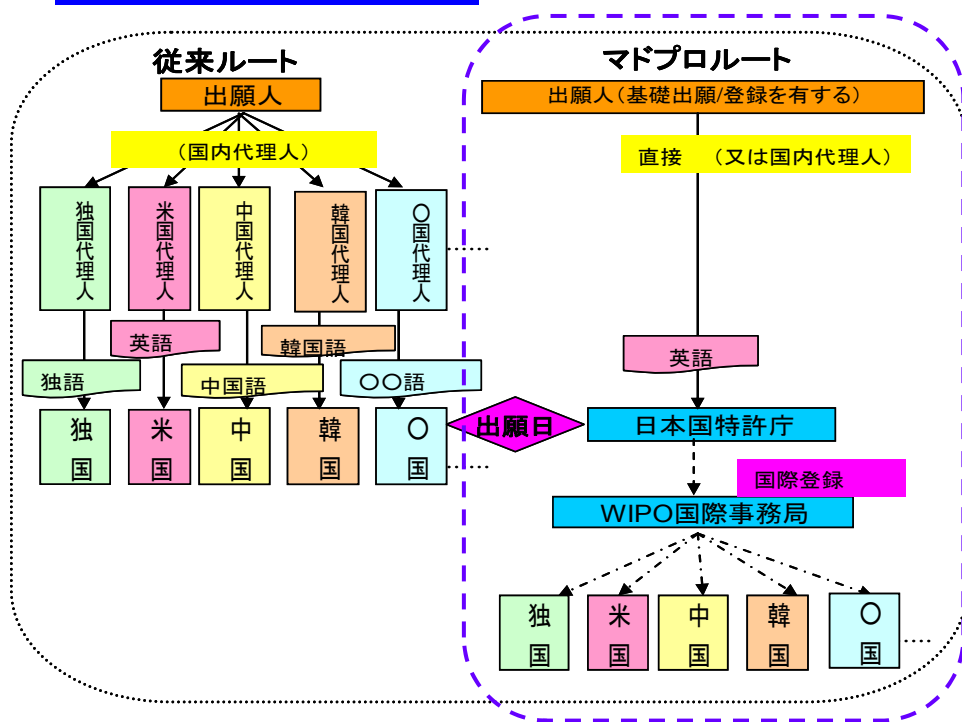
(2) 保護対象の拡充

- ① 新しいタイプの商標の保護対象化

(1) ①アセアン等新興国のマドリッド協定議定書(マドプロ)加盟の促進等

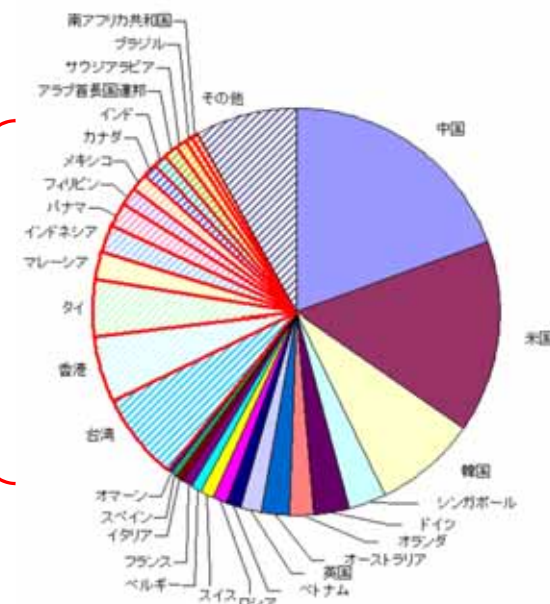
- 商標に係る国際登録に関するマドリッド協定議定書は、日本、米国、EU、韓国を含む84の国・地域が加盟。
- 日本からの輸出先上位30か国・地域のうち約半数の14か国・地域(金額ベースで1/3)がマドリッド協定議定書未加盟。特に、我が国企業の輸出先として大きな割合を占めるアセアン諸国等のマドプロ加入に向け、これらの地域における運用能力向上に向けた人材育成の協力などの取組を実施することが必要ではないか。

マドプロルートの概要



日本からの輸出先(金額ベース)とマドプロへの加盟の有無

上位30か国・地域が全輸出の9割を占める。うち約半数の14ヶ国(金額ベースで1/3)がマドプロ未加盟(赤枠部分)。



資料：財務省「貿易統計」、JETRO 2010年「日本の貿易相手国TOP50」、WIPOマドプロ加盟国リスト(2011.7.15) より作成

今後の課題

- アセアン諸国等のマドプロ加盟に向けて、これらの地域における運用能力向上にむけた人材育成協力等を実施。

(1)②海外における我が国ブランドの保護に向けた取組

- 海外における冒認出願問題は引き続き重要な課題。
- 今後、我が国企業のブランドが海外においても保護されるような取組が必要ではないか。

<地域・地名ブランドに対する冒認出願>



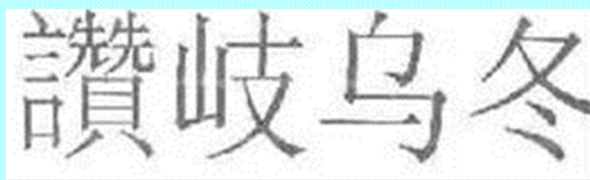
出願番号4800456 異議申立成立

2005年出願
2008年登録
2010年無効

青森県 外 5団体

りんごのイラストに「青森」と類似した「青森」の文字を含む商標が出願されたため、県のりんご関係5団体が異議申立。

青森がりんごの産地として著名なこと、「青森」が「青森」に類似していることから、申立が認められ、2010年登録無効に。



出願番号5161788 異議申立成立



出願番号7920168 異議申立中

<企業ブランドに対する冒認出願>

高島屋

登録5129060号
2006年出願
2011年登録

(株)高島屋

1~45類で権利を有するものの、冒認出願された35類については、中国では小売サービスが含まれないと知っていたため、権利化していなかった。

2006年中国出願時に冒認出願3件を発見。中国への出願がいずれも冒認出願案件を引用され拒絶された。現在も対応中。

Canon
佳能

登録4564928号
2005年出願
2006年登録

キヤノン(株)

従前、全範囲の商品・役務を権利化していたが、国際分類の版が移行したときに、抜け落ちた商品が冒認出願された。

2008年に馳名商標を伴う異議申立をするも、不成立。現在も対応中。

今後の課題

- 我が国企業のブランドが海外においても適切に保護されるような取組について検討していく。

(2)①新しいタイプの商標の保護対象化

- グローバル市場においては、ブランドメッセージの発信手法が多様化。
- 米国を始め、欧州共同体、英国、フランス、ドイツなど欧州諸国や豪州においては、既に新しいタイプの商標が保護されている。韓国では、米韓FTAの発効を受けて、保護対象を拡充(音、匂いを保護対象化)。
- 我が国においても、新しいタイプの保護制度を導入することにより、
 - ・多様なブランドメッセージ発信手段を保護することが可能となり、製品・市場獲得競争、模倣対策に活用可能。
 - ・国際登録制度(マドリッド協定議定書)を利用して、低廉・簡便に海外における権利保護が可能。

各国・地域の新しいタイプの商標の保護状況

	米国	OHIM	英国	フランス	ドイツ	韓国	台湾	豪州	日本
動き	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	×
ホログラム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	×
色彩	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
位置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	×
音	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
におい	◎	△	△	△	△	◎	○	◎	×
触感	◎	△	△	△	△	—	—	◎	×
味	◎	△	△	△	△	—	—	◎	×
トレードドレス	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	◎	×

◎:保護あり ○:改正中 —:不明

×:保護なし

△:におい、触感、味について、欧州では、過去登録例があったが、その後、写実的に表現できるとの登録要件を満たさないものと判断されており、現在は登録はされていない。

OHIM:欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs))は、欧州共同体(EC)域内における意匠(共同体意匠、Community Designs)及び商標(共同体商標、Community Trade Mark)の登録機関。

(参考)米韓FTAにおける新しいタイプの商標に係る規定

第18章 知的財産権

【商標】・音声、においが、商標として保護され得ることを規定。

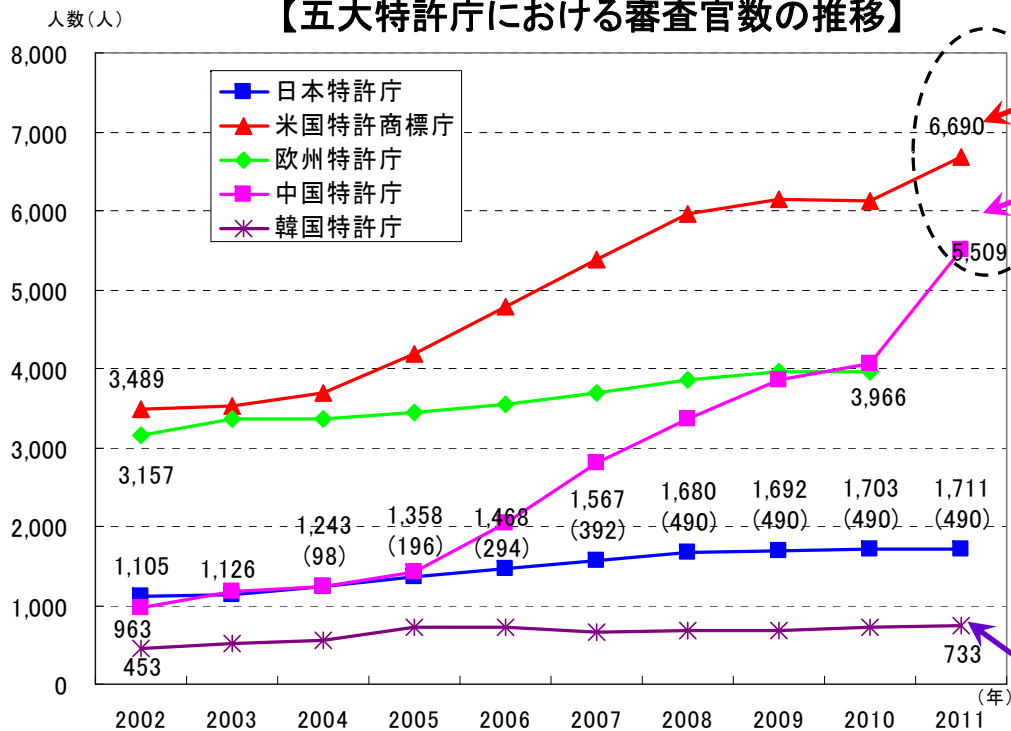
今後の課題

- 商標制度小委員会では、ユーザーのニーズを踏まえつつ、新しいタイプの商標の保護制度を導入するという方向性で今後検討を進めていくことを了承いただいた。
- 今後、保護対象に追加する商標のタイプ、その特定方法の見直しといった課題について検討を進めていく。

各国特許庁の審査体制の強化

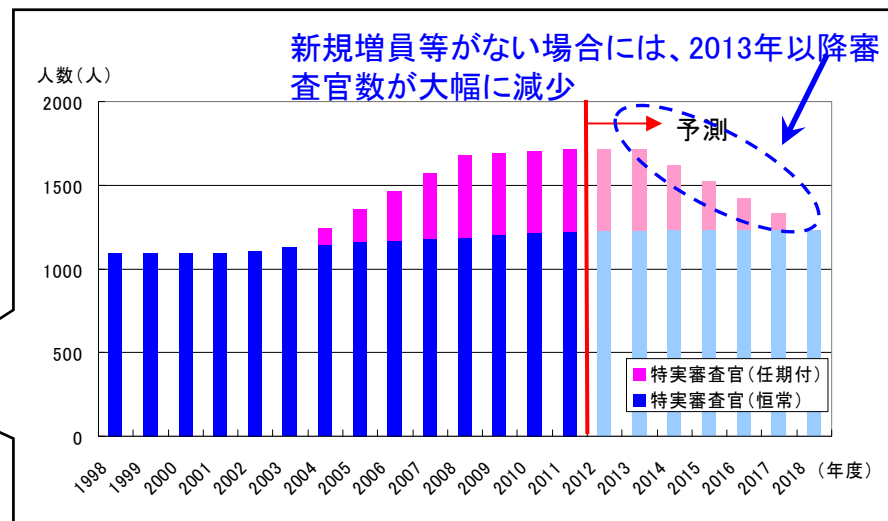
- グローバル出願の増加や変化する出願人のニーズに対応するための新たなサービスの提供に向け、各国特許庁は審査官の増員等の体制強化を着々と実行。
- 一方、わが国においては、2013年以降、任期付審査官の任期満了にともない、新規増員等がなければ審査官数は大幅に減少。
- グローバル出願への対応など施策の実施には、一定のリソースを要するため、何の対策も講じなければ審査順番待ち件数が増加し、審査順番待ち期間は再び長期化。

【五大特許庁における審査官数の推移】



米国では2011年に審査官500人増員。
2012年も同程度増員する予定。

中国では2011年に審査官約1500人増員。
2015年には、審査官9000人体制を目標。



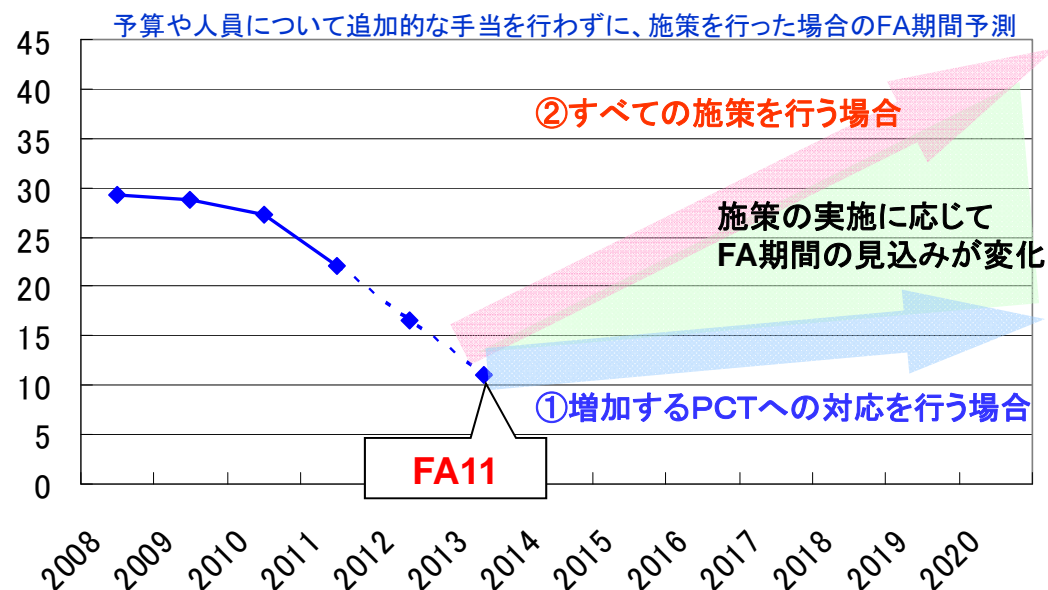
韓国では2011年に「知識財産基本法」を制定し、今後特許審査期間短縮のため、審査官の増員による体制の強化を実施予定。
韓国は2012年に75人の審査官を採用予定。

- 予算や人員について追加的な手当を行わずに、グローバル出願への対応や権利の安定化などの施策を実施する場合には、審査順番待ち期間は、さらに長期化することが予想される。審査順番待ち期間の長期化を防ぐためには、任期付審査官を庁内外で最大限活用する方策等、総合的な審査体制の強化が必要。
- 今後、課題に対応した施策を実施するためには、任期付審査官の庁内外における最大限の活用、アウトソーシングの拡充など総合的な審査体制を強化することが必要。
- さらに、国際的な動向等を視野に入れつつ最終処分までに要する審査期間を短縮するための体制整備の検討も必要。

【課題に対応するための施策例】

- 外国語文献調査の拡充
- 特許分類の調和
- 国際水準での品質管理
- 新たなビジネスモデルに対応した特許の包括的な保護
(国際戦略対応まとめ審査)
- 外国特許庁との審査官協議
- 技術動向調査

【審査順番待ち期間の見通し(仮試算)】



特許

■特許制度小委員会での検討状況

特許制度小委員会(第25回～第34回)での検討を踏まえ、平成23年に、ライセンス契約の保護の強化、共同研究等の成果に関する発明者の適切な保護、ユーザーの利便性向上、紛争の迅速・効率的な解決のための審判制度の見直し等を内容とする特許法等の改正を行った。

■具体的な今後の検討課題

- 特許付与後の権利の見直し制度
- 審査タイミングの選択制度
- 国際的な制度調和に向けて追加的に必要となる措置
- 産業構造審議会において引き続き検討とされた課題 等

意匠

■意匠制度小委員会での検討状況

ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟や画面デザインの保護拡充に向けた各論点の具体的な検討は、平成24年度の意匠制度小委員会で行う予定。

■具体的な今後の検討課題

- ヘーグ協定への加盟(複数意匠一出願制度の導入や公開繰延べ制度と早期審査着手等について)
- 画面デザイン(物品との一体性要件や機能・操作要件等について)

商標

■商標制度小委員会での検討状況

新しいタイプの商標の保護制度を導入する方向で検討することとし、保護対象に追加する商標のタイプといった項目を中心に、早急に審議を進めていくべきとの結論を得た。具体的な検討については、平成24年度の商標制度小委員会において、引き続き行う予定。

■具体的な今後の検討課題

- 新しいタイプの商標の保護対象化
- その他の商標制度の見直し(登録後に普通名称となった商標登録の取消制度の検討等)